

財 産 目 録

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	(自然拠点区分)	-		-	-	40,829
普通預金	(法人本部拠点区分)	-	京葉銀行 小見川支店	-	-	3,150,590
	(自然拠点区分)	-	銚子信金 山田支店	-	-	45,256,819
定期預金	(法人本部拠点区分)	-	京葉銀行 小見川支店	-	-	27,852
			小計			48,476,090
事業未収金	(自然拠点区分)	-	2.3月介護報酬等	-	-	11,882,740
			3月分利用者負担金	-	-	217,600
			小計			12,100,340
未収補助金	(法人本部拠点区分)	-	令和2年度借入金利子補給金	-	-	22,365
前払金	(自然拠点区分)	-	令和3年度 囃託医契約料	-	-	50,000
			流動資産合計			60,648,795
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物(基本財産)	(自然拠点区分)	H18年度	第2種社会福祉事業である生活介護事業所	86,321,842	36,730,951	49,590,891
定期預金	(自然拠点区分)	-	銚子信金小見川支店	0	0	3,003,750
			基本財産合計			52,594,641
(2) その他の固定資産						
建物	(法人本部拠点区分)	R3年度	屋外施設(トイレ)	7,370,000	41,150	7,328,850
	(自然拠点区分)	H21年度	園芸作業棟	12,705,000	5,914,178	6,790,822
	(自然拠点区分)	H24年度	作業棟及び店舗	14,453,985	5,841,825	8,612,160
			小計			22,731,832
構築物	(法人本部拠点区分)	R3年度	ビニールハウス他	8,573,640	51,748	8,521,892
	(自然拠点区分)	-	庭園他	10,680,467	3,855,983	6,824,484
			小計			15,346,376
車輦運搬具	(自然)日産キャラバン(車いす)他	-	利用者送迎用及び作業使用(トラクター)	18,445,676	15,391,201	3,054,475
	※車輦 5台・トラクター2台	-				
器具及び備品	(自然拠点区分)	-	厨房冷蔵庫・事務室PC他	13,340,910	12,368,723	972,187
権利	(自然拠点区分)	-	給水加入権	210,000	200,970	9,030
退職給付引当資産	(自然拠点区分)	-	共助会	0	0	5,164,500
人件費積立資産	(自然拠点区分)	-	銚子信金山田支店	0	0	50,000,000
その他の固定資産		-		0	0	50,000
			その他の固定資産合計			97,328,400
			固定資産合計			149,923,041
			資産合計			210,571,836
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	(自然拠点区分)	-	3月分業者支払い他	-	-	1,476,969
	(自然拠点区分)	-	3月分社会保険料	-	-	444,748
			小計			1,921,717
1年以内返済予定設備資金借入金	(自然拠点区分)	-	(独)福祉医療機構	-	-	1,420,000
1年以内支払予定長期未払金	(自然拠点区分)	-	空調設備月賦支払	-	-	566,400
職員預り金						
健康保険料	(自然拠点区分)	-		-	-	144,402
介護保険料	(自然拠点区分)	-		-	-	19,800
厚生年金保険料	(自然拠点区分)	-		-	-	269,925
			小計			2,420,527
			流動負債合計			4,342,244
2 固定負債						
退職給付引当金						
退職給付引当金	(自然拠点区分)	-	共助会	-	-	5,164,500
			小計			5,164,500
長期未払金	(自然拠点区分)	-	空調設備月賦支払	-	-	3,809,200
			固定負債合計			8,973,700
			負債合計			13,315,944
			差引純資産			197,255,892

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輦運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輦番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。